

北海道告示第10649号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和4年5月11日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管 その4)

| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添付すべき関係書類 | 実績報告書に添付すべき関係書類 | 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 | 補助金等の交付に関する権限の委任 | 摘要 |
|---|--|---|--|---|--|--|------------------|---|
| <p>1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業</p> <p>病床の機能分化・連携を推進することを目的として行う施設整備や設備整備等に要する経費に対して予算の範囲内で交付する。</p> | | | | | | <p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p> | | <p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。</p> |
| <p>(1) 施設整備事業</p> | <p>知事が適当と認める医療機関の開設者とする。 ただし、右欄のウに掲げる施設整備については知事が適当と認める診療所</p> | <p>ア 病床機能の分化・連携、医療施設等の整備に必要な新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費（病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等）</p> <p>イ 再編・統合に必要な施設の新築・増改築・</p> | <p>2分の1以内</p> <p>寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式</p> | | | |

| | | | | | | | | |
|--|---------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| | <p>(医科)の開設者とする。</p> | <p>増築・改修に要する工事費又は工事請負費 (病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等)</p> <p>※ 上記ア、イにおいて、加算条件に該当する事業を行うために必要な施設の新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>ウ 次の二次医療圏で診療所(医科)を開設するために必要な新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等)</p> <p><u>※対象二次医療圏</u> 南檜山、北渡島檜山、中空知、北空知、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、遠紋、根室</p> | | | | | | |
|--|---------------------|---|--|--|--|--|--|--|

(2) 設備整備事業

知事が適当と認める医療機関の開設者とする。

ただし、右欄のウに掲げる設備整備については知事が適当と認める診療所（医科）の開設者とする。

ア 病床機能の分化・連携及び病床の適正化のための残存機能の強化などに必要な医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする医療機関において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費（電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く）

イ 再編・統合に必要な医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする病院（診療所）において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費（電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く）

※ 上記ア、イにおいて、加算条件に該当する事業を行うために必要な

保福第1の2号様式
保福第1の16号様式
保福第1の18号様式
保福第1の20号様式
保福第1の32号様式
（申請者が地方公共団体である場合を除く。）
保福第33号様式
別に指示する様式

保福第1の2号様式
保福第1の30号様式
保福第1の31号様式
保福第33号様式
別に指示する様式

| | | | | | | | | |
|--------------|--------------------------|---|--|---|---|--|--|--|
| | | <p>医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする医療機関において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費（電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く）</p> <p>ウ 次の二次医療圏で診療所（医科）を開設するために必要な、医療機器などの備品購入費（電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く）</p> <p><u>※対象二次医療圏</u> 南檜山、北渡島檜山、中空知、北空知、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、遠紋、根室</p> | | | | | | |
| (3) 再編統合支援事業 | 知事が適当と認める医療機関の開設者、地域医療連携 | ア 地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等を検討する上で必要となるコンサルタン | | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | | | |

推進法人の設置者及び医師会とする。

ただし、医師会については右欄のアに掲げる事業に限るものとする。

なお、本事業における「再編」とは、地域医療連携推進法人を設立するものに限り、「統合」とは、開設者が異なる法人間の統合に限る。

ト 会社等への業務委託料（最長5か年）

イ 再編・統合に伴い施設の新築に必要とする基本設計及び実施設計に要する委託料

ウ 病床転換及び病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）及び医療機器の処分（廃棄、解体または売却）に係る損失で財務諸表上の特別損失（固定資産除却損、固定資産廃棄損、固定資産売却損）に計上されるもの（医療機器の有姿除却を除く）

エ 地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等に伴い退職する職員で早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る。）の活用によって上積みされた退職金の割増相当額

オ 地域医療連携推進法人を運営するために必要となる次の経費

（申請者が地方公共団体である場合を除く）別に指示する様式

(地域医療連携推進法人設立準備期間(最長1か年)を含み最長3か年)

- ・地域医療連携推進法人の設立準備、設立後の各種事務を行うために雇用する職員の人件費(給与費、法定福利費、各種手当等)
- ・地域医療連携推進法人に加入する機関が地域医療連携推進法人に支払う負担金
- ・地域医療連携推進法人の設立・運営のために必要な需用費(消耗品費、図書購入費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、旅費、備品費

カ 地域医療連携推進法人の体制整備に必要な次の経費(地域医療連携推進法人設立から最長3か年)

- ・地域医療連携推進法人で雇用し、加入する医療機関で診療等に従事する医師の人件費(給与費、法定福利費、各種手当等)

| | | | | | | | | |
|----------------|---------------------|--|--|---|--|--|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療連携推進法人の加入医療機関で診療に従事する医師の旅費 ・人材交流に係る研修等のための経費その他の地域医療連携推進法人へ参加する医療機関の連携強化に資する経費（需用費（消耗品費、図書購入費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、旅費、備品費） | | | | | | |
| (4) 理学療法士等確保事業 | 知事が適当と認める病院の開設者とする。 | 理学療法士等の確保に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金） | | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 保福第344号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第344号様式 別に指示する様式 | | | |
| (5) 理学療法士等研修事業 | 知事が適当と認める病院の開設者とする。 | 理学療法士等の研修等に必要な経費（報酬、共済費、賃金、報償費（研修施設謝金）、旅費、需用費（資料代）） | | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第344号様式 別に指示する様式 | | | |

| | | | | | | | | |
|---|------------------------------|--|---|--|---|--|--|--|
| | | | | 保福第344号様式 別に指示する様式 | | | | |
| (6) 電子レセプト 情報受療動向等 分析事業 | 国立大学 法人北海道 大学とす る。 | 医療データ分析センタ ー事業実施要領に基づく 分析を行うために必要な 委託料（システムの改修 ・保守・管理のための費 用）、備品購入費、使用 料及び賃借料、旅費、需 用費（食糧費を除く。）、 役務費（通信運搬費）、 報酬、その他知事が必要 と認めた経費 | 10分の10以内 寄附金その 他の収入金 があるときは、 補助金等の額 の算定に当た り、当該寄附 金その他の収 入金の控除等 を行う。 | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共 団体である場合を除 く。） 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | | | |
| 2 生活福祉資金貸 付事業費補助金(事 業推進費) 低所得者、障が い者又は高齢者等 に対し、資金の貸 付けと必要な相談 支援を行うことに より、その経済的 自立及び生活意欲 の助長促進並びに 在宅福祉及び社会 参加の促進を図り、 安定した生活を送 れるようにするこ とを目的として、 社会福祉法人北海 道社会福祉協議会 が行う生活福祉資 金貸付事業に要す | 社会福祉 法人北海道 社会福祉協 議会 | (1)生活福祉資金貸付事 業に必要な次に掲げる 経費 北海道社会福祉協議会 の職員の給与に関する規 程により貸付事務担当職 員に対し支給した職員俸 給、諸手当及び社会保険 事業主負担金並びに北海 道社会福祉協議会の旅費 に関する規程により貸付 事務担当職員に支給した 旅費及び貸付事務の運営 に要する諸謝金及び庁費 (備品購入費、消耗品費、 印刷製本費、雑役務費、 通信運搬費、光熱水費、 借料及び損料、会議費(会 食に係る経費を除く。) 及び賃金)、委託料、負 | 10分の10以内 (寄附金その 他の収入金 があるときは、 補助金等の額 の算定に当た り、当該寄附 金その他の収 入金の控除等 を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 保健福祉部 福祉局地域 福祉課 | | |

| | | | | | | | | |
|--|-------------------------|--|-----------|--|--|---|--|--|
| <p>る経費について予算の範囲内で交付する。</p> | | <p>担金 (2)生活福祉資金貸付原資 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金、総合支援資金（生活支援費）の特例貸付の実施に要する経費</p> | | | | | | |
| <p>3 福祉系高校修学資金等貸付事業費補助金 (1)福祉系高校に在学し、道内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事しようとする者に修学資金を貸付し、修学を容易にすることにより、道内における介護人材の養成確保を図る。 (2)他業種で働いていた者等に対し、介護分野における介護職員として就職する際に必要となる就職準備金を貸付し、迅速に新たな人材を確保することを目的とする。</p> | <p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p> | <p>福祉系高校修学資金等貸付事業を実施するために必要な貸付原資等の経費</p> | <p>定額</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|--|--|---|--|---|--|--|
| <p>4 令和4年度（2022年度）感染疑い患者受入医療機関設備整備事業費補助金</p> <p>発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うため、予算の範囲内で交付する。</p> | <p>北海道医療計画各別表に定める、救命救急センター及び二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児地域医療センター、小児地域支援病院等のうち、疑い患者の診療を行う医療機関とされた救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関（以下「救急医療等医療機関」という。）のうち知事が適当と認める</p> | <p>賃金、需用費（消耗品費、材料費、修繕料、医薬材料費）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費</p> | <p>10分の10以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） その他知事が必要と認める書類</p> | | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p> | | |
|---|---|--|--|---|--|---|--|--|

| | | | | | | | | |
|--|---|---|---|--|---|--|--|--|
| | 者とする。 | | | | | | | |
| 5 感染症検査機関等設備整備事業 新型コロナウイルス感染症検査機関等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制の整備を図るため、予算の範囲内において補助する。 | 北海道内に所在する新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関、発熱患者・診療検査医療機関、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関、遺伝子検査登録のある衛生検査所、地方衛生研究所等のうち知事が適当と認める者 | 新型コロナウイルス感染症の検査に必要な次に掲げる検査機器等の導入に必要な備品購入費等 (1)次世代シーケンサー (2)リアルタイムPCR装置(全自動PCR検査装置を含む) (3)等温遺伝子増幅装置 (4)全自動化学発光酵素免疫測定装置 (5)(1)から(4)の導入に付随し必要となる備品等 | 10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合は除く。) 別に指示する書類 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局感染症対策課 | | |
| 6 感染症医療提供体制整備事業費 (新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業費) 補助金 新型コロナウイルス感染症患者専用病院や病棟を設定する医療機関(重点医療機関) | 新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する | 使用料及び賃借料、備品等購入費 | 10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。) | 保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合は除く。) 別に指示する書類 | 保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局感染症対策課 | | |

| | | | | | | | | |
|---|------------------------------|---------------------------------|---|---|---|---|--|--|
| <p>及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関が行う高度医療向け設備の整備に要する費用に対し補助することにより、新型コロナウイルス感染症発生時の医療体制の強化を図ることを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号以下「規則という。」）の規定によるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助する。</p> | <p>医療機関の設置者のうち知事が適当と認める者</p> | | | | | | | |
| <p>7 感染症医療提供体制整備事業費（新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業費）補助金新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関の設</p> | <p>新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関</p> | <p>需用費、工事請負費、使用料及び賃借料、備品購入費</p> | <p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄附金その他の収入金の控除等を</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合は除く。） 別に指示する書類</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|--|--|--|---|---|--|--|--|
| <p>備整備に要する費用に対し補助することにより、新型コロナウイルス感染症発生時の医療体制の強化を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p> | | | <p>行う。)</p> | | | | | |
| <p>8 感染症医療提供体制整備事業費(発熱者等診療・検査医療機関等設備整備事業費)補助金 新型コロナウイルス感染症の発熱者等診療・検査医療機関等の設備整備に要する費用に対し補助することにより、新型コロナウイルス感染症に対する医療体制の強化を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p> | <p>発熱者等診療・検査医療機関等の設置者のうち知事が適当と認める者</p> | <p>需用費、工事請負費、使用料及び賃借料、備品購入費</p> | <p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合を除く。) 別に指示する書類</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局感染症対策課</p> | | |
| <p>9 新型コロナウイルス感染症医療従事者宿泊支援事業 道内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大</p> | <p>次の医療機関の開設者 (1)新型コロナウイルス感染</p> | <p>医療従事者が新型コロナウイルス感染症の患者対応のため業務が深夜に及んだ場合、若しくは基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅するこ</p> | <p>10分の10以内 (寄附金その他の収入額があるときは、補助金等の額</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局感染症対</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|--|--|-------------------------------------|--|--|---|--|--|
| <p>に伴い、医師・看護師等の医療従事者の身体的・精神的負担を軽減することで、医療提供体制の維持に資することを目的として、予算の範囲内において交付する。</p> | <p>症に対応する感染症指定医療機関 (2)新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関 (3)帰国者・接触者外来を開設する医療機関 (4)その他知事が認める医療機関</p> | <p>とが困難である場合等に医療機関があらかじめ契約等により指定する宿泊施設に宿泊若しくは休息するために必要な次の経費 (1)宿泊等経費（食事代を除く） (2)宿泊に伴う駐車料金</p> | <p>の算定に当たり、当該寄附金その他の収入額の控除等を行う。</p> | | | <p>策課</p> | | |
| <p>10 新型コロナウイルス感染症相談窓口設置事業 新型コロナウイルス感染症相談窓口設置事業は、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口として、「受診・相談センター」等を設置することにより、公衆衛生の向上を図ることを目的として、予算の範囲内におい</p> | <p>政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。）のうち知事が適当と認める者</p> | <p>新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置、運営を行うために必要な賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する書類</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|----------------------------------|--------------|--|--|---|---|--|--|
| て補助する。 | | | | | | | | |
| <p>11 感染症病床確保促進事業 感染症病床確保促進事業は、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設置者</p> | <p>病床確保料</p> | <p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | <p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合を除く。) 保福第478号様式 保福第479号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第478号様式 保福第479号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p> | | |